

守口市コミュニティセンターにおけるサークル等の定期使用団体登録制度について

守口市コミュニティセンターでは、定期的かつ継続的に使用するサークル等の登録及びその活動の支援を行う「サークル等の定期使用団体登録制度」を設けます。定期使用団体登録をしたサークル等は、センターの使用に対し配慮を受けることができます。

つきましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日までのサークル等の定期使用団体登録を実施いたします。登録を希望されるサークル等の皆様は、本紙記載の定期使用団体登録要件や施設のご利用方法などをご覧のうえ「守口市コミュニティセンター定期使用団体登録申請書」により申請をしてください。

【守口市コミュニティセンターの利用について（定期使用団体登録版）】

項 目	コミュニティセンター
施設名 ・施設数	エリアコミュニティセンター3館 コミュニティセンター5館
休館日	12月29日から翌年1月3日まで (設備点検等のために臨時で休館することがあります)
利用時間	・午前9時から午後10時まで ・利用開始時刻は、毎時00分と30分のみ ・最終利用開始時間は午後9時00分とします ・30分単位で、1時間30分や2時間など利用する時間分の予約が可能 ・利用と利用の間に入れ替え時間は設定しません ・利用時間には、準備・片付けの時間も含まれます ・利用時間終了時には退室を終えていただきます ・利用時間を厳守いただけない団体は、定期使用団体登録を取り消すこともありますので、ご注意ください
利用料	<施設利用料> ・会議室・体育室等の利用は有料 別紙参照 ・原則利用料金は、利用日の1週間前までにお支払いください。

定期使用 団体登録 要件	・定期的及び継続的に活動を行うこと ・会則を定めていること ・市民等のみで構成される団体で、おおむね 10 人以上の構成員を有し、代表者は 15 歳以上（中学生を除く）の市民等であること ・サークル等の構成員以外の市民等が当該サークル等に参加を希望するときは、原則として加入できること ・専ら営利を目的としないこと ・特定の政党又は宗教の利害に関する活動を行わないこと ・暴力団員による不当行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の利益となる活動を目的としないこと ・名称が異なる 2 以上のサークル等であって、当該各サークル等の構成員の半数以上が同じ者かつ活動目的及び内容が同じ場合、登録できるサークル等は市内でいずれか 1 つのみとする（サークル名称が異なっても、同じ代表者で内容が同じであれば同一サークルとみなされます。） ・登録は、1 団体につき 1 館のみとする
定期使用 団体登録 手続き	定期使用団体登録申請書に次の必要書類を添えて提出してください ・会則 ・予算書、決算書、その他団体の収入及び支出の見込又は実績を記載した書類 ・会員名簿その他団体の構成員の住所及び氏名を記載した書類 ・代表者等変更がある場合は、守口市コミュニティセンター定期団体登録変更届（代表者変更については、公共施設予約システムの変更のため、本人確認書類を持参してください。）
定期活動 頻度	定期使用団体登録をしたサークル等は、センターの使用に対し配慮を受けることができます その配慮は、『隔週 1 回（月 2 回程度の使用）』で、年間の利用日程について毎年調整を行います ※利用の日の 1 週間前までに、利用料の納付がなければ、この配慮による利用の予約は取り消しとなります ※この配慮による利用の予約で、利用しない日が生じた際は、その旨をわかり次第ご連絡ください ※これ以外の活動については、一般の利用者と同様に予約を行っていただけます
解散・変更	定期使用団体登録を受けた団体が解散したとき、または登録内容に変更が生じたときには、速やかに届け出てください

※ 市民等とは、市内に在住・在学・在職している者